

利平茶屋森林公園の管理・運営に係る  
サウンディング型市場調査実施要項

令和3年8月

桐生市地域振興整備局

黒保根支所地域振興整備課

## もくじ

1	調査概要	1
2	施設概要	1
3	スケジュール	2
4	調査実施方法	3
5	留意事項	5
6	様式及び参考資料	6
7	担当部署及び問い合わせ先	6

## 1 調査概要

### (1) 調査名称

利平茶屋森林公園の管理・運営に係るサウンディング型市場調査

### (2) 調査対象施設名称及び所在地

施設名称：利平茶屋森林公園

施設所在地：群馬県桐生市黒保根町下田沢赤面国有林内

### (3) 調査の目的

利平茶屋森林公園は、赤城山東麓の標高約 1,000m に位置する国有林内に、桐生市が直接運営するレクリエーション施設として、昭和 61 年に開設して以降、利用者ニーズに合わせてキャンプ場としての利用受付を開始するなどして市内外からの多くの観光客に利用されてきました。

しかしながら、開設から 35 年、利用者ニーズの多様化や時代に合ったキャンプ場の新設等により、現在（令和元年度）では利用者は 4,905 人であり、平成 2 年の 26,439 人をピークにマイナス 81% となっています。

そうした中、市では、多様化する利用者ニーズに適合した運営による利用促進策や恵まれた環境資源を活用した新たな収益事業の研究など、持続可能な施設運営について指定管理者制度の導入を含め、検討を進めています。

そこで、当該施設の利用形態や管理手法を多角的に調査・検討することを目的に、民間事業者と対話する「サウンディング型市場調査」を実施します。

## 2 施設概要

名称	利平茶屋森林公園（キャンプ場）
所在地	群馬県桐生市黒保根町下田沢赤面国有林内
設置目的	安全で快適なレクリエーション活動や市民のふれあいの場、交流と憩いの場等として提供し、もって市民の健全な余暇活動に資することを目的とする。
都市計画区域	区域外
開業年	昭和 61 年
敷地面積	国有林貸付面積：20,392 m <sup>2</sup>
総合案内所（管理棟）	木造平屋建て 99.37 m <sup>2</sup>
テントサイト	土面 約 10 張分
バンガロー	木造平屋建て 20人用 1棟 39.749 m <sup>2</sup> 6人用 9棟 19.32 m <sup>2</sup>

公衆便所	木造平屋建て 3棟 11.60 m <sup>2</sup> /28.15 m <sup>2</sup> /33.12 m <sup>2</sup> ※うち、11.60 m <sup>2</sup> のみ汲取り式、その他は水洗
炊事場	木造平屋建て 3棟 各 13.50 m <sup>2</sup>
バーベキュー施設 (東屋)	木造平屋建て 小炉 10棟 各 6.25 m <sup>2</sup> 大炉 6棟 各 14.75 m <sup>2</sup>
休憩施設	木造平屋建て 1棟 99.30 m <sup>2</sup>
駐車場	アスファルト敷 6,900 m <sup>2</sup> (合計/約 80 台)
林間広場	1,371 m <sup>2</sup>
多目的広場	753 m <sup>2</sup>
その他施設	発電所 水圧管路式 470m、発電施設敷 98m 水道施設 (水源施設、滅菌施設、配水施設等) 1式
アクセス	公共交通機関 わたらせ渓谷鐵道「水沼駅」から約 18km 駅からはデマンドタクシーを利用。 ※予約センター：0120-55-3744 (沼田屋タクシー) 自動車 関越自動車道「沼田」IC より車で約 55 分。 北関東自動車道「伊勢崎」IC より車で約 70 分。
その他	土地につきましては全面国有林で、国と貸付契約を締結しています。

### 3 スケジュール

実施要項の公表	令和 3 年 8 月 2 日 (月)
質問受付	令和 3 年 8 月 2 日 (月) ~9 月 10 日 (金) ※回答：随時
エントリー受付期間	令和 3 年 8 月 2 日 (月) ~9 月 10 日 (金)
現地見学会・説明会実施	令和 3 年 8 月 23 日 (月) 午後 2 時から ※申込期限：令和 3 年 8 月 20 日 (金) 午後 5 時
サウンディング実施	令和 3 年 9 月 13 日 (月) ~10 月 1 日 (金)
結果公表	令和 3 年 10 月中 (予定)

### 4 調査実施方法

#### (1) 調査の方法

本調査では、ご協力いただける民間事業者等の皆様から、個別対話によりご意見を伺い

ます。

(2) 調査の対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある法人または団体（個人は除きます。）で、業種・業態は問いませんが、「5 留意事項（6）参加除外要件」に該当している場合は本調査に参加することができません。

(3) 現地見学会の開催（※希望者のみ、事前申込制）

- ①日 時 令和3年8月23日（月）午後2時から
- ②場 所 利平茶屋森林公園
- ③申 込 先 「7 担当部署及び問い合わせ先」の連絡先
- ④申込期限 令和3年8月20日（金）午後5時まで
- ⑤申込方法 メールまたはFAXによる
- ⑥そ の 他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加希望者が多数の場合は、1事業者（グループ）につき参加人数を制限させていただくことがあります。

(4) 質問受付・回答

①質問受付

ア メールの題名を「森林公園サウンディング質問」とし、黒保根支所地域振興整備課のメールアドレスに様式1「質問書」をお送りください。なお、参考資料もあれば同メールに添付してください。ただし、1メール10MBまでとなりますので、それを超える場合はメールを分割してお送りください。

イ 質問受付期間：令和3年8月2日（月）から9月10日（金）まで

②回答

随時、質問者に回答いたします。

(5) 参加申込受付

参加を希望される場合は、様式2「エントリーシート」に必要事項を記入し、メール、FAX、郵送等により受付期間内に申込みを行ってください。なお、メールでの提出の場合は件名を「森林公園サウンディング参加希望〇〇〇〇〇（企業等名称）」としてお送りください。

ア 受付期間 令和3年8月2日（月）から9月10日（金）午後5時必着

イ 提出先 「7 担当部署及び問い合わせ先」の連絡先

(6) サウンディングの実施

- ①日 時 令和3年9月13日（月）から10月1日（金）までのいずれか  
エントリーシート受領後に調整の上、実施日時をご連絡いたします。
- ②場 所 桐生市黒保根支所（予定）
- ③所要時間 1時間程度
- ④そ の 他

- ア サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- イ 1事業者（グループ）あたり3名までのご参加に制限させていただきます。
- ウ サウンディングの実施に際して、説明のために必要な資料がある場合は、提出分として当日10部ご持参ください。
- エ パソコン等を用いたプレゼンを予定されている場合は必要な機材は各事業者様でご用意ください。（市は、プロジェクター及びスクリーンを用意しますが、サウンディング実施日の2日前までに「7 担当部署及び問い合わせ先」へその旨をご連絡ください。）
- オ サウンディングの結果、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケートを実施させていただくことがあります。その際にご協力をお願いいたします。

#### (7) 提案内容

皆様の持つノウハウ、創意工夫を活かした幅広いアイデアを基に下記の項目についてご提案ください。

##### ①運営に関すること

- ア 事業全体のコンセプト
- イ 運営主体（管理者や従事者）
- ウ 開園期間
- エ 施設運営  
施設利用料の改善策や新たな収益事業のアイデア
- オ 地域活性化に関する取組み  
市内周遊観光や雇用創出、地産地消等につながる取組み
- カ 誘客宣伝方法  
誘客ターゲット（地域）と宣伝手法
- キ 指定管理者による管理期間
- ク その他  
同町内にある花見ヶ原森林公園（※施設詳細は別紙）と連携した取り組みや一括して管理運営する意向等があれば提案してください。このほか、運営に関する意見を自由に提案してください。

##### ②施設に関すること

- ア 既存施設の活用方法  
利用方法や施設改修の提案
- イ 施設整備  
新規事業立案に伴う施設整備の提案
- ウ 施設整備期間

施設整備期間と指定管理期間の取扱い

エ その他

その他、施設に関する意見を自由に提案してください。

(8) サウンディングの実施結果の公表

サウンディングの実施結果については、概要を桐生市のホームページで公表します。

公表に当たっては、事業者のノウハウ保護等を考慮し、参加事業者名は公表せず、内容についても公表前に参加事業者を確認します。

5 留意事項

(1) 本調査での提案について

本調査で提案をされた事業者（グループ）には、今後の指定管理者の公募の際には、インセンティブを付与します。

(2) 本調査に係る調査内容の取扱い

本市及び事業者（グループ）ともに、本調査での意見や提案内容（対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

(3) 費用負担

本調査の参加に要する費用は事業者（グループ）の負担とします。

(4) 本調査の位置付け

本調査は、利平茶屋森林公園の利用形態や管理手法を多角的に調査・検討するための予備的調査であり、事業内容や事業者（グループ）を決定するものではありません。

(5) 個別に提供する資料について

事業者（グループ）に対し個別に提供する資料等については、本事業の目的のためのみ提供するものであり、秘密として保持すべき守秘義務対象資料とします。提供時には以下の事項に承諾いただいたものとみなします。

①第三者への開示の禁止（ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲で、提供者と守秘義務契約を締結したものへ開示する場合を除く）

②善良な管理者としての情報管理の徹底

③提案者から情報が漏洩した場合の市または第三者への損害の補償

(6) 参加除外要件

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者

③桐生市暴力団排除条例（平成 24 年桐生市条例第 13 号）に定める暴力団等、暴力団経営支配法人等または暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

④桐生市請負業者等指名停止措置要領（平成2年）の規定に基づく指名停止を受けている者又は保留期間中の者

(7) その他

市へ提供された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

## 6 様式及び参考資料

様式1	質問書
様式2	エントリーシート
参考資料1	施設位置
参考資料2	建物配置図
参考資料3	施設パンフレット等
参考資料4	施設に関する情報（来場者数、主要修繕履歴）
参考資料5	施設写真
参考資料6	桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例
参考資料7	花見ヶ原森林公園の施設概要

## 7 担当部署及び問い合わせ先

桐生市 地域振興整備局 黒保根支所地域振興整備課 産業振興係

〒376-0196 群馬県桐生市黒保根町水沼 182 番地 3

電話：0277-96-2113 FAX：0277-96-2571

メールアドレス：k-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp

※受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで